

ゴルフ練習場利用料補助制度実施要領

1. 制度の目的

会員のゴルフ練習場利用について補助金を支給することによって、余暇活動を援助するとともに体力づくりに資する。

2. 利用料補助の対象

指定ゴルフ練習場での練習ボール（プリペイドカード及び回数券）、入場料、貸クラブ、貸靴、場内レッスン料、ナイター料、維持費などゴルフ練習に係わる利用とする。

3. 指定ゴルフ練習場

① 邦和みなとゴルフ	港区港明 2-4-4	TEL 653-5200
② 竜泉寺ゴルフ場	守山区竜泉寺 1-1611	TEL 794-6050
③ 平針ゴルフセンター	緑区鳴海町神ノ倉 105-1	TEL 876-1656
④ 大江グランドゴルフ	南区加福町 2-1	TEL 614-1313
⑤ 葵ゴルフクラブ	東区筒井 1-7-69	TEL 936-7001

4. 利用料補助額

会員がゴルフの練習に利用した利用料を補助する。ただし、**年度1,000円**の支給を限度とする。（3月に受理した申請は次年度分とする。）

5. 補助金の申請

(1) ゴルフ練習場利用料補助金請求書に各ゴルフ練習場の発行した領収書を添えて共済会へ提出する。領収書は補助金を請求する会員本人の氏名が明記されたものとする。

(2) 請求期限は、領収書の年月日から1年以内とする。

6. 補助金の支給

(1) 3月から8月に受理した請求については9月に支給し、9月から2月に受理した請求については3月に支給する。

(2) 補助金の支給は、請求書に記入された会員本人名義の口座に振り込む。